

# 那覇市セーフティネット住宅見守り機器設置費等補助金交付要綱

制定 令和6年3月28日

まちなみ共創部長決裁

## (趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号。)第8条の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(以下「セーフティネット住宅」という。)に単身高齢者等の入居を受入れ、必要となる見守り機器を賃貸人が設置する場合に、当該機器の設置等に要する経費の一部を補助することで、単身高齢者等の民間賃貸住宅への入居促進及び居住の安定を図ることを目的とし、市が予算の範囲内において交付する補助金について、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

### (1) 見守り機器

センサー等技術により居室内入居者の安否情報を感知し、通信機能にて当該安否情報を第三者に知らせることができるもので、市長が認めた機器をいう。

### (2) 単身高齢者等

入居世帯が次のイ又はロのいずれかに該当するもの。

イ 見守り開始時において、同居する者がいない60歳以上の者。

ロ 見守り開始時において、配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む。以下この号において同じ。)、60歳以上の親族(配偶者を除く。)、その他同居させることが必要であると市長が認める者と同居する60歳以上の者。

### (3) 補助対象事業

那覇市内に所在する住戸をセーフティネット住宅に登録し、当該住宅に単身高齢者等の入居受け入れを行うものとして、見守り機器を設置する事業をいう。

### (4) 事業者

補助対象事業を行う賃貸人をいう。

## (補助対象経費及び補助金の交付額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業を実施するための経費で次に掲げるものとする。ただし、事業者が実際に負担するものに限る。

### (1) 見守り機器の購入費

### (2) 見守り機器の購入時又は貸借時の設置費

2 補助金の交付額は、1住戸ごとに上限額2万5千円とする。

3 前項の額の算定については、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 事業者は、見守り機器設置に係る補助金の交付を受けようとするときは、見守り機器の購入及び設置を実施する前に、補助金交付申請書(第1号様式)に、次に定める書類を添えて、正副各1部を市長に申請しなければならない。

- (1) 見守り機器の仕様が確認できる書類
- (2) 第5条第1項各号の金額が確認できる書類
- (3) 入居者が単身高齢者等であることが確認できる書類

2 入居する単身高齢者等が決定していない場合は、前項第3号に規定する書類の補助金交付申請書への添付を省略することができる。ただし、入居する単身高齢者等が決定した後、速やかに市長に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金交付決定通知書(第2号様式)により事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知をする場合は、必要に応じて交付決定の内容の変更、又は条件を付すことができるものとする。

3 市長は、第1項の審査において、補助金を交付すべきと認めない場合は、補助金不交付決定通知書(第3号様式)により事業者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第6条 事業者は、前条第1項に規定する通知を受けた後に申請内容を変更しようとするときは、速やかに補助金交付決定変更申請書(第4号様式)に、変更に関する必要な書類を添えて、正副各1部を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、当該申請内容を審査した上でその適否を判断し、補助金交付変更決定通知書(第5号様式)又は補助金交付決定取消通知書(第6号様式)により事業者に通知するものとする。

(交付申請等の取下げ)

第7条 事業者は、やむを得ない理由により補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに補助金交付申請取下げ書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第8条 事業者は、補助対象事業を完了したときは、完了の日から起算して14日以内又は補助金交付決定日の属する年度の2月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書(第8号様式)に、支出を証明する書類及び見守り機器の設置が確認できる写真を添えて、正副各1部を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の完了実績報告書を受理した場合において、報告に係る補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付す

べき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(第9号様式)により事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助金請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、第9条で確定した補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第12条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その旨を補助金交付決定取消通知書(第6号様式)により事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書(第11号様式)により期限を定めて、その返還を命じるものとする。また、事業者は市長の返還命令に従い、その定める期限までに補助金を返還しなければならない。

(報告及び検査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し報告を求め、又は検査し、もしくは調査することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年12月17日から施行する